

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 損害賠償実施方針

原子力事業者は、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を図るための方針を作成し、これを公表しなければならぬものとする。

(第十七条の二関係)

第二 特定原子力損害賠償仮払金の支払のための資金の貸付け

一 特定原子力損害賠償仮払金の支払のための資金の貸付け

1 原子力事業者は、特定原子力損害を受けた被害者に対して、特定原子力損害賠償仮払金の支払を行うことを行うときは、当該特定原子力損害賠償仮払金の支払のために必要な資金の貸付けを行うこと、政府に対し申し込むことができるものとする。

2 貸付けの申込みを行う原子力事業者は、文部科学大臣に対し、特定原子力損害賠償仮払金の支払の内容及び貸付けを必要とする理由等を記載した書類を提出しなければならないものとする。

3 文部科学大臣は、貸付けの申込みがあった場合において、特定原子力損害賠償仮払金の迅速な支払のために必要があると認めるときは、遅滞なく、当該申込みに係る貸付けを決定し、その旨を当該申

込みを行った原子力事業者に通知するものとする。

(第十七条の三関係)

二 貸付けを受けた原子力事業者は、文部科学省令で定めるところにより、貸付金をその他の資産と分別して管理しなければならないものとする。

(第十七条の四関係)

三 貸付けを受けた原子力事業者は、文部科学省令で定めるところにより、貸付金を充てて行う特定原子力損害賠償仮払金の支払状況について文部科学大臣に報告しなければならないものとする。

(第十七条の五関係)

四 保険金請求権等の取得等

1 政府は、貸付けを受けた原子力事業者が貸付金を充てて行った特定原子力損害賠償仮払金の支払の対象となった特定原子力損害の賠償額が確定したときは、当該特定原子力損害賠償仮払金の額に応じて、当該特定原子力損害の賠償に係る責任保険契約の保険金請求権又は補償契約の補償金請求権を取得するものとする。

2 貸付けを受けた原子力事業者は、1の賠償額が確定したときは、遅滞なく、文部科学省令で定める

ところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならぬものとする。

3 貸付けを受けた原子力事業者は、次の区分に応じ、次に定める額の限度で貸付金の償還の義務を免れるものとする。

(一) 1により政府が保険金請求権を取得した場合 当該保険金請求権に係る保険金の額

(二) 1により政府が補償金請求権を取得した場合 当該補償金請求権に係る補償金の額

(第十七条の六関係)

五 一から四までに掲げる政府の業務は、文部科学大臣が管掌するものとする。

(第十七条の七関係)

六 文部科学大臣は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に、一から四までに掲げる文部科学大臣の権限に係る事務（貸付けの決定を除く。）を行わせることができるものとする。

(第十七条の八関係)

第三 原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介の手続の利用に係る時効の中断の特例

原子力損害賠償紛争審査会が和解の仲介を打ち切った場合（当該打ち切りが政令で定める理由により行わ

れた場合に限る。）において、当該和解の仲介を申し立てた者がその旨の通知を受けた日から一月以内に訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該和解の仲介の申立ての時に、訴えの提起があつたものとみなすものとする事。

（第十八条の二関係）

第四 適用期限の延長

原子力損害賠償補償契約の締結及び原子力事業者が賠償すべき額が賠償措置額を超える場合における政府の援助に係る期限を延長し、平成四十一年十二月三十一日までに開始された原子炉の運転等に係る原子力損害について適用するものとする事。

（第二十条関係）

第五 関係行政機関の協力

文部科学大臣は、この法律の目的を達成するために必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができるものとする事。

（第二十二條の二関係）

第六 罰則

損害賠償実施方針を公表せず、又は虚偽の公表をした者は、二十万円以下の過料に処するものとする事。

と。

(第二十七条関係)

第七 その他

一 この法律は、平成三十二年一月一日から施行するものとする。ただし、一部の規定は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律(平成二十五年法律第三十二号)は、廃止するものとする。

(附則第三条関係)

三 その他所要の経過措置を規定するものとするほか、関係法律について所要の改正を行うものとする。